

地域議会連合協議会編

地域議会の権限と構成（1）

（議会の権限および選挙や住民総会そして公務員制度を規定する法律に基づいた、インクラハドヒュールズにおけるパリッシュおよびタウンそしてコムーニティ議員のための概説）

The National Association of Local Councils “*Powers and*

Constitution of Local Councils” (NALC 1987)

山田光矢訳

目次

第一章 序文

第一節 起源

第二節 制度の概要

第三節 制度の改変

地域議会の権限と構成（1）（山田）

地域議会の権限と構成（一）（山田）

第二章 パリッシュとコミュニティの機構

第四節 選挙権および被選挙権

第五節 住民総会・議会・委員会

第六節 議会等の開催

第七節 公務員

第三章 資産

第八節 財産や土地そして建物の運用

第九節 贈与

第一〇節 公文書と記録〔以下次号〕

第一一節 財政（会計監査を含む）

第一二節 保証

第一三節 訴訟手続・損害賠償・調査・条例

第一四節 儀礼的および公式な訪問と手当て

第一五節 寄附および補助金

第四章 機能

第一六節 概論

第一七節 負担・借入・保証

第一八節 自由な二ペソス

第一九節 生活関連施設

第二〇節 公衆衛生

第二一節 屋外の土地や施設

第二二節 建造物

第二三節 催し物・芸術・観光事業

第一四節 予告

第二五節 死者に関する対応

第六節 教育

第二七節 チャリティ（慈善事業・非営利団体）

はじめに

本書の目的は、パリッシュの議員およびコミュニティの議員の各々の議会における地位と役割に対する概要を示すことにある。それら八六〇〇におよぶパリッシュ議会やコミュニティ議会の権限は、しばしば認識されてきたものよりもかなり広範なものとなつてきている。それらは現実に合わせて一九七四年の地方自治法によって拡大された。

しかしながらパリッシュやコミュニティといった地方公共団体は、法令による機能や財政規模によって単純に判断されるべきものではない。なぜなら、それらは時折より広範な権限を内在せしめているためである。パリッシュやコミュニティは地域的な世論のための機関である。パリッシュやコミュニティ以外の地方公共団体は自由にパリッシュやコミュニティに対して助言を与えることができるし、いくつかのケースにおいては助言しなければならないことになつてている。なぜならディストリクトは広い地域をカバーしなければならない地方公共団体であり、パリッシュ議会やタウン議会そしてコミュニティ議会は、大都市の外に位置する自らの選挙民と、密接かつ恒常的に接触することが可能な、唯一の地方議会であるという理由が存在するからである。この主要な原則からパリッシュ議会やタウン議会

そしてコミニティ議会がその役割から全体として地域議会と呼ばれるのである。そのうえパリッシュやタウンそしてコミニティは固有の地域的な特徴にたいする特別な関係を有しているのである。九〇年にわたってパリッシュ議会やタウン議会そしてコミニティ議会は、非常に数多くの慈善的あるいは非営利的な性格に基づく活動に焦点を合わせた行動をとってきたのである。

ディストリクトの規模は行政の中心部から一般に離れたところに位置するパリッシュ議会やタウン議会そしてコミニティ議会の多くのものを独立させる。地域議会はリーダーシップが村や小規模な町のために展開される明白な場とも言える。

本書は一九五四年に初めて出版され続版もいれて六〇、〇〇〇部発売された本の精神を受け継いだものである。その後の説明を加えたこの版は一〇〇、〇〇〇部以上も売れている。開放されている討論に基礎づけられた政府は、もしそれらに導かれている討論に責任感が認められ、パリッシュ議会やタウン議会そしてコミニティ議会の役割を認識した場合、運用面においてよりよく機能するであろう。パリッシュの自治組織やコミニティの自治組織に関する法律は単純なものではないばかりか、複雑な社会において長らくそのようなものであり続けるであろう。本書は議員たちが実現可能な法律の要点の多くを記そうとする試みを代表しているものである。

しかしながら本書は、完全にあるいは包括的に地域議会等に關係するものに言及する書物として、また討論を決着させるための最終的な権威として、期待がかけられることを予定するものではない。そのうえ本書は事務官のために、彼の権限と機能に関する十分に詳細なものを含む権威的活動を規定するものとして、あるいは事務官に対して、もし彼らの議会がメンバーである場合、地域議会連合協議会が包括的に助言の提供を申し出るものとして、事務官の

ためのマニュアルとなることを予定したものでもない。

一九八七年二月

地域議会連合協議会理事

ジョン クラーク

注

一、この手引書は一九八七年一月一日の法律の概要である。

二、地方公共団体 (Local Authority) の表現はカウンティ、ディストリクト、ロンドンバラ、パリッシュそしてコミニティ議会を意味する法律用語である。それらはこの手引書においてパリッシュやコミニティ議会を意味するために用いられる地域議会 (LOCAL COUNCILS) からは明確に区別されなければならない。

三、いくつかのディストリクトはバラの身分を保有する。バラ議会の権限はほぼディストリクト議会や本書におけるバラを含むディストリクトのそれと同一である。

四、本書における、活動を行い、とりわけ公的基金を支出し、さらには選挙や住民総会そして他の記述されている手続きに関する地域議会の権限はすべて、法律や合法的な機関によってそうした法律に基づいてなされるものの中に述べられている法によってコントロールされるが権威づけられている。本書は明確な利益や保護された領域内における関連法規にたいする特別な関係を含むものではない。本書における地域議会法に関するすべての内容は制定法と関係することによって正当化されることがであります。

第一章 序 文

第一節 起 源

パリッシュはヨーロッパにおける地方自治体の単位として最も古典的な形態である。イギリスにおいてパリッシュは、八世紀以来いくつかの社会目的のために用いられてきた。一九七四年に再評価を受け近代化された現存のパリッシュやコミニティの制度は、一六世紀以来発展を続けてきた地方制度の最も新しい改革である。エリザベス一世の治世下においてパリッシュは、救貧法行政のための領域であった。その後は多方面にわたる権限が古い境界線の内部にある多くの異なった行政機関に実施のために付与された。

一八三四年に救貧法を担当する行政機関は、救貧区連合に内在するパリッシュの集合体となりはじめた。そこで本來の宗教的単位は教会の目的のために維持されたことから、そうしたパリッシュ内の期待された諸機能と同様に、社会的目的のパリッシュと宗教的目的のパリッシュの相違はすぐに認識されることとなった。しかしながら社会的な諸機能は特殊な行政需要と直面することによって無計画に増加していくことから、社会的な諸機能は同時にそれらの創設がより適切なものと思われる行政機関の管理に移行されていくことになった。一八九四年の地方自治法によつて、六つの異なる構成を有するパリッシュの行政機構が、同一の区域内において異なる諸機能を実施するのが通常となつた。そうした行政機構には、司祭や教区委員や教区の救貧委員（民生委員）、そして彼らのさまざまな共同体、あるいは地方衛生局や地方交通局そして教区会が含まれていた。加えて多くのパリッシュは議会による特別法や古来

からの地域的な慣習を保持していた。

パリッシュ問題に関連して、一八九四年の地方自治法は三つの明白に純化された原則を内在していた。第一の原則は、いくつかのパリッシュがアーバン・ディストリクトとなつたことである。第二の原則は、同法がパリッシュの住民総会やパリッシュ議会を社会的な起源や地位や協力関係を基礎とした組織に創りかえたことである。第三の原則は、同法が旧来の行政機構の社会的な機能を新しい組織に、そして分離しつつあった宗教的な機能を教会や行政組織に移行させたことである。こうしたやり方によつてパリッシュのレベルにおける教会と国家の機能は分離された。ルーラル・パリッシュ（自治体としての教区）の議会と住民総会は、地域自治体に適した権限をそれぞれの間で配分することとなつた。他方宗教パリッシュ（教会区）の組織上の権限は、教会の職務と宗教的な慈善事業あるいは非営利法人としての事業に限定された。一九二〇年に宗教パリッシュは近代化され、その管理機能の多くのものは教区教会協議会に移行された。

社会的な領域と宗教的な領域の間で行なわれる配分の要件は本質的に異なつており、それらに再配分される権限はそれぞれの行政機構に委譲された。他方教会と地方自治体のための各々のパリッシュの領域の区分は大部分表裏一体なものであることから統一されることになった。これには特にチャリティ慈善事業あるいは非営利団体との関係において不便なものとなる可能性が認められる。

一九七四年四月一日から効力を發揮したところの一九七二年の地方自治法は多くの重要な改革を含んでいた。ルーラル・パリッシュはイングランドにおいては単純にパリッシュという名称で存続されることになつた。ウェールズにおけるルーラル・パリッシュは、以前から存在しているウェールズのパリッシュの形態と機能の多くのものが移行さ

れることによつて、コミニティという名称に変更されることになった。タウンとカウンティの相違が縮小されるであらうという原則を追隨する形で、自治体の再編成はそれまでバラやアーバン・ディストリクトとして存在していたものを、イングランドにおけるパリッシュあるいはウェールズのコミニティに改変することを可能にした。

そのうえ準備期間が後者の変革を助長したことによつて、パリッシュとコミニティの領域の調整が進み、新しいパリッシュも創設されることとなつた。ウェールズにおいては、地方のすべての行政区画が、必ずしも議会を設置しているわけではなかつたものの、新しくコミニティの中に組み込まれることとなつた。イングランドにおいては、パリッシュがグレーター・ロンドン(大ロンドン市)現在は一九八五年の地方自治法によって廃止されている…訳者注)を除いてすべての地域に配置されることとなつたが、実際的にパリッシュは周辺地域や小さな町あるいは大都市圏の周辺地域だけに配置されているのが実情であり、またすべてのパリッシュが議会を設置しているわけではない。それらの議会のいづれのものも、現在では自らを名称をタウン議会(町議会)そして議長をタウン・メイヤー(町長)とすることができる。それらに適用される法律はパリッシュやコミニティとすべての点で同一である。

一九七二年の地方自治法はまた、統制が権限を超越したパリッシュの住民総会によつてあらかじめ実施されてきたことに合わせて、土地の賃貸や売買の二つの歳出制限を除いて、すべてを廃止することによつて機能と手続きを近代化した。同法はまた多くの新しい権限や権利を設定した。権利についていえば、最も重要なものは、おそらくすべての計画の申請書の届け出を受領する権利といえるであらう。

注

スコットランドにおけるコミュニティ議会はウェールズにおけるコミュニティ議会と地位や機能や権限において大幅に異なっているし脆弱である。

第二節 制度の概要

一一、〇〇〇におよぶべどのパリッシュとコミュニティは全有権者からなる住民総会を設置しなければならない。イングランドのパリッシュ議会とウェールズのコミュニティ議会はともに地方公共団体である。多くの趣旨からいって、住民総会は地方公共団体ではない。議会とは類似性を持たない住民総会は地方行政のための機関ではない。イングランドにおける議会を除いたパリッシュにおいて、当該財産はパリッシュ管財人（第五節の二項参照）に帰属する。ウェールズにおける議会を除いたコミュニティにおいて、当該財産は、多くの場合、コミュニティに代わってディストリクト議会によつて管理される。

地域議会

八、六〇〇余の地域議会は以下の三つのタイプに分類される。すなわち

- (1) 単独のイングランドにおけるタウン議会あるいはパリッシュ議会。
- (2) 単独のウェールズにおけるタウン議会あるいはパリッシュ議会。
- (3) 各々の独自性と住民総会を保有しているパリッシュやコミュニティの連合体のための合同議会。
以下の要件は議会が設置されるべきか否かを決定した。

地域議会の権限と構成（一）（山田）

イングランドに関する要件

- (a) 一九七四年四月一日に単独であれ共同であれ存在しているパリッシュ議会は存在を保持する。
- (b) 一九七四年三月三一日に存在するルーラル・バラ議会はパリッシュ議会となる。
- (c) 一九七四年四月一日以前に存在するバラとアーバン・ディストリクトは、もし国務大臣が四月一日以前に議会設置の命令を発した場合には議会を持ったパリッシュとなる。

ウェールズに関する要件

- (d) 一九七四年三月三一日に現存するパリッシュ議会は四月一日にコミュニティ議会となる。
- (e) バラ（六つの最大のものを除いて）議会あるいはアーバン・ディストリクト議会は、もし一九七三年以前に書面をもつて議会設置を要請された場合には、国務大臣の命令をもつてコミュニティ議会となる。

第三節 制度の改変

ウェールズ：特別なコミュニティの見直し

一九七四年四月一日以降、ウェールズのための地方自治体境界委員会は、コミュニティにおける望ましい改革を効果的に行うための提言を国務大臣に対して提起することを目的として、ウェールズ全体の特別なコミュニティの見直しを実施した。改革は国務大臣によって出される命令にしたがつて効果的に実施されており、一九八七年までには達成されるであろうと思われる。

将来への展望…イングランドとウェールズ

ディストリクト議会は、見直しに着手している場合においても、内在するパリッシュとコミュニティを支援する義務を持つ。ディストリクト議会は、実質的にはパリッシュとコミュニティの区域や境界線あるいは機構の変更、さらにパリッシュとコミュニティの廃止についていかなる提案も行うことができる。それらの提案は、提案に同意するか部分的修正を加えるかあるいは拒絶する権限を付与されている、適当な地方自治体境界委員会に提起されなければならない。ディストリクト議会は、最終的な手段として、見直しそれ自体を実施する権利を保有している。委員会の勧告は国務大臣に提出される。国務大臣は少なくとも六週間を経過した後に、勧告に修正を加えるか否かにかかわらず、命令によって勧告を効力あるものにすることができる。

イングランドにおけるその他の改革

(a) ディストリクト議会は、あるパリッシュが二〇〇人かそれ以上の有権者を有している場合、あるいはパリッシュの住民総会が一五〇人以上二〇〇人未満の有権者によって議会の設置を議決した場合において、もしそれらのパリッシュに議会が設置されていなかった場合には、条例によってパリッシュ議会を設置しなければならない。

当該ディストリクト議会は、そのパリッシュがパリッシュ連合体の一部であるという状況にあったとしても、単独のパリッシュ議会を設置することができる。ディストリクト議会は、もしパリッシュの住民総会が要求する場合には、一五〇人以下の有権者しか居住していないなくてもパリッシュ議会を設置することができる。

(b) ディストリクト議会は、条例によって、利害関係を有する各々の住民総会が要求するか同意した場合に限つて、合同議会を有するパリッシュの連合体を創設することができる。そのような連合体は、合同議会あるいは地域議会の構成(一)(山田)

リッシュの連合体の住民総会の要請にしたがつて解消することができる。

- (c) ディストリクト議会は、パリッシュの住民総会による要請に基づき、一五〇人以下の有権者しか存在しないパリッシュ議会を解消することができる。ひとたび拒絶された要求はその後二年間は再提案できない。

ウェールズにおけるその他の改革

- (a) ディストリクト議会は、コミュニティの住民総会において決議がなされた場合には、コミュニティ議会を設置しなければならない。

- (b) ディストリクト議会は、コミュニティの住民総会が解消の要求を決議した場合には、そのコミュニティ議会を解消しなければならない。ただし解消の要請は、条例によつて議会が設置されてから後五年間は行うことができる。

- (c) ディストリクト議会は、利害関係を有する各々の住民総会が要求するか同意した場合に限つて、合同議会を持つコミュニティ連合体を設立することができる。そのような連合体は、共同議会あるいはコミュニティの住民総会の一つの要請にしたがつて解消することができる。

- (d) 上記の(a)あるいは(c)による申請がなされなかつた場合は、権限が付与されているコミュニティの見直しのための特別委員会の発する命令、あるいは将来の見直しのために発せられる命令、さらに(a)(b)あるいは(c)のある種の要請の結果として、二年以内になされることになる。国務大臣は、地方自治体境界委員会やディストリクト議会あるいはコミュニティ議会さらにコミュニティの住民総会の申請による時間的な制約を変更することが可能とされてゐる。

行政区画

ディストリクト議会は、見直しに着手している場合においても、パリッシュやコミュニティの有権者の要請による自治体の再編成を継続しなければならない。またディストリクト議会は、それぞれの地域議会あるいは三〇人の有権者によつてなされる要請を考慮しなければならない。ディストリクト議会は、パリッシュあるいはコミュニティの行政区画の設定や廃止あるいは部分的な改正の実施を企画することができる。地方自治体境界委員会は、自らに対してなされた行政区画に対する要請を考慮しなければならず、最後の手段として、ディストリクト議会が行動しないと思われる場合には国務大臣に提訴することも可能である。

名称変更

ディストリクト議会は、パリッシュ議会やコミュニティ議会の要請に基づき、あるいは議会が存在しないときには当該住民総会の要請に基づいて、当該パリッシュあるいはコミュニティの名称を変更することができる。

第二章 パリッシュとコミュニティの機構

第四節 選挙権および被選挙権

選挙人の資格

すべての選挙人となる者は、毎年二月一六日に効力を発揮する当該年度の公開されているところの選挙人名簿に自己の名前が登録されている必要がある。すべての人は、もしある年の一〇月一〇日にイギリス国民かあるいはアイル

地域議会の権限と構成（一）（山田）

ランド共和国員となり、しかも当該パリッシュあるいはコミュニティに居住しているか、またはパリッシュあるいはコミュニティの各選挙区に居住しており、さらに一八歳以上であるかあるいは選挙人名簿が公開され後にその年のあいだに一八歳になる場合には、その人物が法律によって選挙権を剥奪されない限り、次の年の選挙人名簿に登録されることによって資格が与えられる。ある者がそうした資格を保持し続けていた場合、彼は一八歳になるとともに投票に参加することができる。

候補者および議員の資格

資格剥奪の特別規定（次項参照）に該当しないことを条件として、以下の条件を満たす人物は、任命の日か投票日に地域議会の議員となる資格が与えられる。

- (a) 彼が二一歳でかつイギリス国民あるいは英連邦の市民あるいはアイルランド共和国の市民である場合。くわえて、
 - (b) 彼がその区域の有権者の一人であり、かつ議員の職にとどまる期間中、有権者としての資格を保持し続ける場合。あるいは、
 - (c) 彼が候補者として登録される前の一二ヶ月間の間、
 - (i) 当該パリッシュあるいはコミュニティにおける土地を借地人あるいは所有者として占有していた場合、あるいは、
 - (ii) その土地があるいはその三マイル以内に住んでいた場合。あるいは、
 - (d) 彼が当該パリッシュあるいはコミュニティ内に主要な、あるいは唯一の仕事の場を有している場合。

資格剥奪

以下の条件に該当するものは候補者となる資格が剥奪される。

(a) 彼が当該議会あるいは合同委員会や協議会の影響下にある選挙による有給の職務についている場合。あるいは、

(b) 彼が破産宣告（破産宣告が無効となるか、証明書によって免責となるか、通常の免責の後五年を経過するまで）を受けている場合、あるいは自己の債権者と調停中（示談が履行された後五年を経過しているかあるいは完全に履行されるまで）の場合。あるいは、

(c) 彼が故意の違法行為や不法の支出によって一、〇〇〇ポンド以上の責任を負っており、かつ資格剥奪の期間にいまだにとどまっている場合。あるいは、

(d) 彼が過去五年の間にイギリス国内かチャネル諸島かマン島の刑務所に服役していたか、罰金との選択権のない状態で（猶予されているか否かに拘らず）三ヶ月以上の懲役か禁固の判決を受けている場合。

選挙

单一選挙は、選挙区を区分することなく、パリッシュやコミニティ全域を対象として実施される。分割選挙の場合、選挙は各々の選挙区で実施される。地域議会選挙の投票は当該パリッシュやコミニティにおけるディストリクト議員の選挙の投票と同時に実施される。補欠選挙は一〇人以上の有権者の要請がある場合に実施される。補欠選挙の要請がなされなかつた場合には、議会が議員となるべき法的要件を充當している者の中から複数の人物を選抜し、互選によって欠員を補充しなければならない。通常選挙の前六ヶ月以内に議会は、もしそのような選択がなされても

地域議会の権限と構成（一）（山田）

互選によって決定する必要はない。（臨時の欠員については次節を参照のこと）

第五節 住民総会・議会・委員会

「イングランドにおけるパリッシュの住民総会」

パリッシュの住民総会は、そのパリッシュで実施される自治体選挙における全有権者で構成される。もし当該パリッシュが単独の議会を設置している場合には議長が、あるいは議長が不在の場合に、副議長が選任されている場合には副議長が、当該住民総会の司会を務めなければならない。もし単独のパリッシュ議会が設定されていなかつた場合には、住民総会が、その年次集会のために、当該年度の議長を選出する。通常彼はそのパリッシュ連合体におけるパリッシュの議会の議長の身分を持つ。もし彼が当該パリッシュの有権者でなかつた場合、彼は議長としての最終決定票だけが付与されることになる。

パリッシュの住民総会は三月一日から六月一日までの間に年次集会を開催しなければならないし、もし独立した議会を持たない場合には当該年度内に第二回目の集会を開催しなければならない。

「イングランドにおけるパリッシュ管財人団」

パリッシュ管財人団は独立したパリッシュ議会を持たない各パリッシュの中にのみおかれる。そのようなパリッシュにおいて管財人団は、住民総会が法人格を持たず財産に対する法的な所有権を保持することができないことから、パリッシュ財産の保持を目的とする管財人として活動する。管財人団はパリッシュの住民総会議長とディストリクト議会が任命する役員によって構成される。パリッシュ管財人団は常にパリッシュの住民総会の指示にしたがつて行動

する。

〔ウエールズにおけるコミュニティの住民総会〕

コミュニティにおける住民総会は、そのコミュニティで実施される自治体選挙における全有権者で構成される。もしコミュニティ議会が存在する場合、コミュニティ議会の議長が選出されているかぎり、その議長が住民総会の司会を務めなければならない。すべての他の状況においては、住民総会がその機会に議長を任命しなければならない。コミュニティがコミュニティ連合体の一部として形成されているところにおいては、議長がコミュニティの住民から選出されているのでなければ、その議長には議長としての最終決定権しか付与されない。コミュニティの住民総会は年次あるいは他のすべての集会の召集を必要としない。いかなる活動もその住民総会によって任命された一人の有権者とともに議長に選出された者が実行する。

〔パリッシュとコミュニティの議会〕

地域議会は、ディストリクト議会が時には決定することになるが、少なくとも五人からなる議員によって構成される。地域議会には議員であるところの議長がおかなければならぬ。タウン議会においては彼がタウン・メイヤー（町長）と呼ばれる。地域議会は副議長あるいは副町長を任命することができる。

〔定足数〕

パリッシュの住民総会やコミュニティの住民総会における定足数はいかなる条例によつても定めることができるない。すなわち定足数は一人以上であればよいことになる。もし記録が必要な場合には三人以上が出席していなければならない。

地域議会の権限と構成（一）（山田）

地域議会の定足数はその議員の三分の一とする。定足数を議員定数の三分の一以上としているところでは、実際の議員数の三分の一以上としているところに比較して活動がしにくくなるであろう（財政上の利益参照）。ただしいかなる状態であろうとも定足数は三人以下であつてはならない。

〔公職の受諾〕

議員あるいは議長に新たに選出されたり再び選出された者は、議員あるいは担当の公務員の前で公職受諾の宣誓書を作成し、議会に伝達しなければならない。議会が次の住民総会の日程を決定していない場合を除き、議長は選出された地域の住民総会に対しても宣誓書を作成しなければならない。議員も彼らの選舉の後、事前に住民総会に対して宣誓書を作成するか、次の住民総会の時に宣誓書を作成しなければならない。もしある者がその公職に対する宣誓書を作成しなかつた場合、彼の議席は自動的に空席となる。

〔公職の期間〕

一般原則

地域議会の議長とパリッシュの住民総会の議長は毎年選挙され、正式な後継者が選出されるまでその地位にとどまる。地域議会の議長は五月に行われる年次定期議会において選出される。

地域議会の議員の任期は、パリッシュあるいはコミュニティを代表するディストリクト議員の任期が四年であることから、同じように四年とされるべきである。ディストリクト議会が一年から三年の間隔の選挙で改選されていたり、逆に四年以上の長期の任期が設定されているところでは、幾人かの議員の任期は（過渡期に限り）、一年か二年を限度として延長されるであろうし、例外的に他の議員の任期は縮小されることになろう。同様に、公職に関する特別

な任期は区域の変更を規定する法令によって縮小される可能性がある。地域の議員は定例の選挙の四日後に揃って退任となる。

正規の投票日

ペリッシュユートロミニティにおける議員の定例の選挙は通常一九八七年と一九九一年に実施され、その後四年ごとに実施されることになる。ただしディストリクト議会が三年ごとに選挙されているいくつかの議会においては、一九八八年か一九九〇年に選挙が実施され、その後四年ごとに実施されることになる。

〔予期されない空席〕

地域議員の議席は以下の要件によつて空席となる。

- (a) 彼が資格を喪失したり資格を剥奪された場合。あるいは、
- (b) 彼が定められた期日内に就任に対する宣誓書の作成を履行しなかつた場合。あるいは、
- (c) 彼が議長に対し書面をもつて辞任を申し出た場合。あるいは、
- (d) 彼が議会が承認しうる理由なくして会議を継続して六ヶ月欠席した場合。しかしながら、このような承認は戦争に関連した軍隊への参加にともなう欠席、誰もが行う戦争あるいは緊急時に関連する国家への奉仕にともなう欠席、あるいは国務大臣が救援による欠席の理由を正当と考える場合には必要ではない。委員会や他の会合への議会を代表しての参加は出席として数える。

地域議会やペリッシュの住民総会の議長は書面の提出をもつてその役職を辞任することができる。辞任は辞表の提出を受けた団体によつて承認された場合に効力をを持つ。

地域議会の権限と構成（一）（山田）

宣誓と内容

もある議員が（たとえば監査の実施による資格剥奪、入獄、不正あるいは不法な選挙の実施等により）資格を喪失したり、資格を剥奪されることになった場合、あるいは議会の承認なしに六ヶ月間欠席したような場合には、彼の地位の空席が宣告されなければならない。宣告によるものであるか否かにかかわらず、すべての空席は書面を以て通知されなければならない。

一〇人以上の有権者が一四日以内に異議を申し立てなかつた場合、その空席は議員による投票によつて充足されることになる。地域議会は空席に対する投票を目的として直ちに召集されなければならない。出席者の絶対過半数以上の賛成の投票によつて新しい議員を選出することが要求される。一〇人以上の住民が異議を申し立てた場合補欠選挙が住民によつて実施される。いかなる有権者も定例の選挙の前の六ヶ月以内の期間は異議を申し立てることができない。

〔委員会〕

地域議会は委員会を設置し、地方税徵収権や資金の借入権を除く活動のためにあらゆる機能を整備しなければならない。助言のためだけの委員会は議員以外のものを以て構成することができる。その他のいかなる委員会の構成員も、少なくともその三分の二は（財政委員会を除く）議員でなければならない。どのようなものであれ財政委員会の全構成員は議員であることが要求される。委員会には下部の委員会を設置することができる。

いかなる地方公共団体も現在では他の地方公共団体との間で合同委員会を創設することができる。ある人物が議員である資格を喪失した場合、彼は自動的に委員会や下部委員会そして彼が所属する議会が参加して

いろいろなる合同委員会の委員の地位をも失うことになる。

〔市民菜園管理会〕

共有地の市民菜園について地域議会は、地方税納税者だけで構成されるか、議員と地方税納税者から構成される市民菜園管理者の委員を任命することができる。市民菜園管理者は、議会が実施できる歳出および議会によって承認された限界まで、当該議会の代理として支出をともなうものに関することを行ふことができる。

第六節 議会等の開催

招集に関する回数、日時、時間

地域議会は毎年開催されなければならない。選挙の年の年次議会は、選挙の後四日目あるいは一四日以内に開催されなければならない。その他の年は五月のしかるべき日に開催されなければならない。くわえてパリッシュ議会はその年の別の機会に少なくとも三回開催されなければならない。コミニティ議会は、自らが適当と考える時期に追加の議会を開催することができる。すべてのパリッシュの住民総会は毎年三月一日から六月一日までの間に年次集会を召集しなければならない。パリッシュの住民総会は、パリッシュ議会が決定する他の時期にも召集されなければならない。しかしパリッシュが独立した議会をおいていない場合、あらゆる集団における秩序の整備を目的として、少なくとも年に二回は召集されなければならない。

コミュニティの住民総会は召集に関する法律上の規定は存在しないものの、いつでも召集することができます。

地域議会は議長がいつでも召集することができます。加えて、もし二名の議員が議会の召集を要請する要望書にサイン

地域議会の権限と構成（一）（山田）

ンし、議長がそれを拒絶あるいは七日間放置した場合には、いずれか二名の議員が議会を召集することができる。

当該区域の六名の有権者、または当該地域議会の議長、あるいは二名の当該区域の議員は、パリッシュの住民総会あるいはコミュニティの住民総会を召集することができる。またイングランドにおいて、パリッシュ議会が設置されていないところでは、パリッシュの住民総会の議長あるいは当該パリッシュを代表するいずれかのディストリクト議員が、当該パリッシュの住民総会を召集することができる。実際多くの住民総会は現行の規則をもとにして召集されている。

パリッシュの住民総会あるいはコミュニティの住民総会は午後六時以前に開催されるべきではない。

〔会議場〕

議会や住民総会等の会議は適切な場所において開催されるべきものである。それゆえ会議は、無料あるいは適切な金額で利用できる部屋が確保できない場合を除いて、アルコール類を提供する許可が必要な建物で開催してはならない。この禁止条項はホテルやレストランそして酒類販売許可をもつ食料品店にも適用される。

無料あるいは適切な料金で、さらに適切な時間帯や十分な周知を行った後に、使用可能な地域議会あるいはパリッシュ管財人の管理下にある適切な部屋が存在しなかつた場合、法律は、議会や住民総会等の会議が、地域の教育担当部門によって維持管理されている学校の一室、あるいは地方税が免除されることによつて維持管理されている部屋を無料（利用料が設定されている場合を除いて）で利用して実施されるべきであることを明示している。それらの会議は以下の通りである。

- (a) パリッシュあるいはコミュニティの住民総会、あるいは地域議会。

(b) パリッシュの住民総会議長あるいは地域議会議長によつて召集される会議。

(c) パリッシュあるいはコミュニティ自身またはパリッシュあるいはコミュニティのための、パリッシュの住民総会や地方公共団体における委員会や公務員等によつて管理される公的資金についての財政管理のための会議。

しかしながらそしした法律のそしした規定は、当該目的のための利用に適した構造を持つ住宅内の一室の利用を強制するものではないばかりではなく、その部屋が教育や裁判あるいは警察にあてがわれており会議の時刻と重複する場合の利用を強制するものでもない。地域議会やパリッシュあるいはコミュニティの住民総会は利用による損傷やその部屋を管理する者のこうむる暖房等のあらゆる支出について十分に保証する義務を負う。

〔周知と議事日程表〕

地域議会

議会の日時や会場を広く住民に周知するための文書は、当該会議の確実に丸三日前には、パリッシュあるいはコミュニティの人目につきやすい場所を選んで掲示されなければならない。それは教会のドアに掲示される必要はない。もし会議が議員の要請によつて開催される場合には、当該議員はその書類にサインしなければならず、さらに審議されるべき事項（議題）を明示しなければならない。

また会議の確実に丸三日前には、審議されるべき事項（議題）を明示し、担当の公務員のサインのなされている招請状（すなわち議事日程表）を、各々の議員の現住所に配達するか郵送しなければならない。

パリッシュあるいはコミュニティの住民総会

もし解決されるべき事項が、地域議会の設立や解散、あるいは他の地域とのパリッシュやコミュニティの統合に關
地域議会の権限と構成（一）（山田）

する場合は、周知のために確実に丸一四日間があてられなければならない。その他の場合には、周知のために確実に丸一週間があてられなければならない。

召集状には日時や会場そして会議事項が明示されなければならず、しかも召集責任者のサインがなければならぬ。召集状はパリッシュあるいはコミュニティの人目につく一ヶ所あるいは数ヶ所に掲示されなければならない。その周知の方法は、一般に交付するための書類や広報紙（誌）その他の印刷物あるいは地方紙への廣告といった、効果が期待される多くの方法を用いて行われなければならない。

〔多数決〕

- (a) 地域議会のすべての活動や地域議会の前に持ち込まれたり発生した問題は、（財政上の利害関係によって資格が剥奪されているメンバーを除いて：次項を参照のこと）メンバーの多数決によつて決定され実施される。表決は举手あるいは現行法規の規定にしたがつて行われる。司会を担当するものは二次的な票あるいは議長としての最終決定票を持つ。それゆえ彼は議長としての彼の後任の選挙を除いて二回表决に加わることができる。司会者が議員でないというくままれな場合において、彼は議長としての最終決定票しか持たない。
- (b) パリッシュの住民総会あるいはコミュニティの住民総会は、出席し投票に参加した者の過半数で決定し、司会を担当するものは、彼が当該区域の有権者ではないことによつて議長としての最終決定票しか持たない場合を除いて、二次的な票あるいは議長としての最終決定票を持つ。
- (c) そのような総会に出席する有権者は、総会終了以前に、いかなる論争中の問題についても投票を要求することができる。もし要求が司会者の同意を受けた場合あるいは出席者の一〇人以上か三分の一以上（いづれか少ない

ほう)が要求した場合、投票が実施されなければならない。投票は選挙の際の投票と同様にディストリクト議会によって管理される。

〔財政上の利害関係〕

ある議員あるいはその配偶者が、当該議会で討議されている問題について財政上の利害関係を有している場合、その議員はそうした事実を公表する義務を有しているとともに、当該問題に対する発言と表決への参加を差し控える義務を有する。そのような状況に対して、現行の規定が議員の退席を定めている場合、当該議員は討議のあいだ議会から退席しなければならない。財政上の利害関係は討議の結果が利害関係を有する人物の財産状況に好都合なあるいは不都合な影響を与えるところに存在する。利害関係の表明や発言と投票の禁止がなされた場合には、検察当局の責任者による起訴がなされる可能性もあり、違反者は裁判を受けることになる可能性も存在する。利害関係の表明は議会の担当の公務員に対して口頭あるいは書面を以て行うことができる。ディストリクト議会は、議員が妨害的な議事に影響を及ぼしたような、パリッシュあるいはコミュニティの差止めを解除することができる。

〔その他の利益〕

一九七五年に環境省が発行した地方公共団体の運営のための全国の慣例集によれば、ある問題について財政以外の利害関係を持つ議員は、もし彼が発言や投票に対する偏見がなくとも、彼の利益がそのような他人によって当然と思われる疑いを持たれる場合、当該問題に対する発言と投票を慎むべきことを要請している。地方公共団体の運営のための全国の慣例集は、とくに結婚や他の団体への参加によって生じる利害関係以外に、交遊関係から生じる利害関係に注意すべきことを示唆している。

〔公衆や報道機関の権利〕

地域議会やパリッシュの住民総会あるいはコミュニティの住民総会の開催は、公衆に対して公開されなければならぬ。しかしながら特別な場合として、公開によって公共の利益に偏見をもたらす可能性がある場合には、決議によって議会あるいは総会を非公開とすることができる。報道機関は公衆と同様の権利を持つばかりでなく、自己の費用によつて議題のコピーをとる権利が与えられている。報道機関には、記事を作成するために当然と思われる便益や、自己の費用によつて記事を送るための電話の提供を受けける権利（議場あるいは集会の場がパリッシュあるいはコミュニティに帰属するものではない場合、あるいは電話が設置されていない場合を除き）が与えられなければならない。

これらの規則は委員会への適用を回避することができる。

公衆と報道機関は、議会の開催と同様の規則にしたがつて、同一の規定や問題をあつかうさまざまなタイプの会合の公開を受ける権利が与えられている。

〔議事録〕

議会や委員会の会議に関する議事録は、その会議あるいは継続する次の会議のための正確な記録となるために、綴じ込みがなされる時に司会を務めていた者によつて作成され、彼の確認のためのサインが記入されなければならぬ。きちんとした確認のための正式なサインが記入されている議事録は、裁判において議会や委員会の会議を記録した公開資料に対する証拠として用いることができる。

第七節 公 務 員

議員である間と議員を辞めた後一二ヶ月間、その人物は有給の公務員となることはできない。

〔議 長〕

議会は、その年の定例議会における最初の仕事として、議員の中から議長を選出しなければならない。議長は後継者が選出されるまではその地位にとどまる。議長は投票において賛否が同数になった場合には再投票を行なう。議会が開催された場合議長は議事の進行役を務めなければならない。前任の議長は、たとえ議員に再選出されていなくても、通常の議員選挙が実施された後の最初の議会における議長選挙の司会をする。その場合彼は議長としての最終決定票だけを持つ。議長および（もし存在する場合の）副議長が欠席した場合、議会は当該会議のためだけの議長を他の議員の中から選出しなければならない。

〔副議長〕

ある議員を副議長に任命してもよい。副議長は次の年の年次議会における議長選挙の直後までその地位にとどまる。現行の規定の内容により、議長が欠席した場合に副議長が議長としての権限を行使する。

〔名譽的称号〕

いかなる地域議会も（勅許が与えられている市あるいは勅許を得ているタウンの地位にある少数のものを除いて）名譽的な称号を付与することはできない。名譽的な称号を付与する権利はバラの地位を持つディストリクト議会に一九七四年の地方自治法によって移行された。

〔専任の公務員〕

地域議会には、自己の機能の適切な遂行を目的として、自らが必要と考える公務員（代理を含む）を任命する」とが要請されている。議員は無報酬に限り公務員として任命されることができる。

いくつかの法律は、ある種の業務を担当するための専任の公務員の採用を要求するかあるいはその採用を認めている。それゆえ現行の規則が、全体的目的あるいはある種の特別な目的のための専任の公務員であるといいかたを放棄していることは賢明であろう。

〔保証〕

ある公務員が金銭の管理や保管を委任されているような状況において、地域議会は当該公務員がその職務を誠実に実行するため、そして彼に委託したすべての金銭やその他の財産にたいする十分な評価（正確な方法の標準は保険会社によって提供される）を行うために、十分な保証を与えなければならない。

〔賃金〕

事務官の雇用に関する賃金とその関係項目さらに雇用契約草案の勧告は地域議会連合協議会によってなされる。どのような賃金体系や標準が採用されといよとも、賃金は恒常に再調査することが重要である。

第三章 資 産

第八節 財産や土地そして建物の運用

機能目的のための取得

地域議会は、いかなる自己の機能の目的のためにも、区域内あるいは区域外の土地の所有権あるいは借地権を取得することができる。妥当な土地が適切な料金で取得できなかつた場合、地域議会は国務大臣の承認を獲得するための公的な調査と強制購入命令の公布をディストリクト議会に要求することができる。また地域議会は、国務大臣に対してディストリクト議会が強制購入命令の公布を拒絶した場合に抗告することができる。強制購入命令は、議会の影響力が及ばないナショナル・トラストの財産やカウンティ議会またはディストリクト議会の財産、あるいは特定の公共の財産あるいはオープン・スペースや古代の遺跡、さらに共有地にある市民菜園について公布することはできない。共有地にある市民菜園に対する強制購入については異なつた手続きが規定されている。

地域の利益のための取得

地域議会は自己の法令に基づく機能を目的として、あるいは住民の利益を目的として寄附による土地の取得が認められている。さらに地域議会は自らの判断で協定をもつてそのペリッシュあるいはコミュニティの財産である土地を取得することができる。

利用と再利用

ある目的のために取得された土地はその目的のために利用されるべき」とが強調されているが、法令の規定にしたがつて議会が決定した場合に限り、他の目的に再利用することができる。特例としてその独自の目的のための利用が必要と請されていない土地は、議会の法令に基づく他の機能のために再利用することが認められている。耕作のための貸貸地に含まれる燃料等の採掘や牧草地以外の市民菜園の再利用については国務大臣の同意が要求されている。また公共の財産や燃料等の採掘や牧草地のための貸借地、あるいはオープン・スペース、さらに運動や遊びを目的とした土地の再利用については、制約あるいは特別の手続きあるいはその両方が規定されている。

貸借と許可

地域議会（あるいはパリッシュの住民総会の同意を得た管財人）は、善意による土地あるいは一九七六年の（多方面にわたる対策を内容とする）地方自治法（以前は一九七三年のフィジカル・トレーニングとレクリエーションに関する法律）第一九条目的と継続期間の規定にしたがつて土地を貸与する場合を除いて、彼らが適当と考える七年あるいはそれ以内の期間で、それを貸し出すことができる。善意による土地は最も妥当な期限でいつも貸し出されることになるであろうが、貸し出し期間が二二年を越える場合にはチャリティ・コミッショナーの同意を得る必要がある。

七年を越える善意ではない土地の貸し出しは、最良の期間が獲得できない場合には、国務大臣の同意を必要とする。

いかなる人の同意がなくとも、（土地に対して何らの利益を設定するものではない）許可は、どのような期間をもつてしても与えることが可能である。

処 分

地域議会（あるいはパリッシュの住民総会の同意を得た管財人）は土地の売却や交換を行うことができる。ただし土地の値段を最も妥当な獲得価格以下とする売却を行う場合、そのような取り引きにおける目的物が善意による土地以外の土地であれば、國務大臣の同意が要求されることになる。また善意による土地の処分については常にチャリティ・コミッショナーの同意が要求される。

善意による土地の運用から得られる資金は、チャリティ・コミッショナーの指示と一致する運用がなされなければならぬ。その他の土地の売却手続きは債務の弁済や資金計画のために運用されなければならない。

第九節 贈 与

(a) 受 容

地域議会は、法令の目的に適合するいかなる贈与も受容することが可能である。その贈与における目的物が特殊なものでない場合、贈与には法令の目的に沿うものとの推定がなされることにならう。もし贈与が単に個人的な目的を持つ特殊なものである場合には、議会がこれを受容することは禁じられる。

贈与の目的がその住民利益や住民の利益の一部を目的としたものと考えられる場合には、地域議会は地方税を免除することによつて、利益の維持あるいは増進をはからねばならない。もし贈与の目的物が、議会によつてすでに支出のための税源とされている目的物である場合には、その経費は関連する法令上の経費によつて負担されなければならない。しかしながら贈与が特別な法令の目的の範疇から分離できないものである場合、その経費は自由な二ペソス

(第一八節参照)から支払われなければならない。

(b) 寄贈

地域議会は自らの財産を他のいかなる団体あるいは個人に対しても贈与することはできない。

第一〇節 公文書と記録

保存

地域議会、そして内在する地域議会によって保存を要求された場合のディストリクト議会、さらに内在するパリッシュあるいはコミニティが議会を持つていない場合のディストリクト議会は、パリッシュあるいはコミニティの公文書や書籍そして公的な記録の適当な保管場所を、何らかの理由で提供していなかつた場合には、提供しなければならないという義務を負っている。地域議会がカウンティの文書保管担当者に、永続的に保存を依頼しておく彼らの文書に対する保証金を支出することは当然のことである。地域議会とパリッシュの住民総会はまた、その記録や地域議会とパリッシュの住民総会に関わりを持たない地域的利益を保管することにかかる費用も負担しなければならない。

利用

地域議会とパリッシュの住民総会は、それらの記録を効果的に利用できるような特徴を示すように整理する義務がある。とくに地域議会とパリッシュの住民総会は、それらの記録を研究のために他の人々に一時的に貸し出すことができる。